



新空創 -SINMOKUSOU-



キッチン、浴室、トイレなどの水回り、瓦屋根の葺き替えや家屋解体、木の伐採や草刈りなど、お気軽にご相談ください。



代表 大津匠

広川町大字新代 410-2
☎ 090-6630-0239
設立 / 令和 4 年 8 月
事業内容 / 大工工事全般

創業のきっかけ

個性を主張するこだわりの住まいを創りたいと思い、創業しました。

これまでの 24 年間、墨付け、手刻みといわれる伝統的な木材加工技術を学び、八女福島の白壁の町並みや古民家再生、神社仏閣のリフォームや増築など、ハウスメーカーにはできない特別な技術を身につけることができました。

創業塾で学んだこと・創業補助金の活用

経営に関する知識は未知の領域でしたが、2日間の講習で丁寧に教えていただき、同じ受講生と教えあいながら事業計画を立てることができたので、すぐ助かりました。創業塾を受講し広川町の創業補助金を利用できたことで、工具類をそろえ業務効率化に繋げることができ、加えて初期投資も抑えることができました。

今後の展望

既製品で新しくするだけでなく、今まで利用されていた家の大黒柱、建具（ドアや障子、ふすま）など、



思い入れがある材料を利用した工事を行い、依頼者の個性を主張するこだわりの住まいを創り上げていけるよう頑張ります。



を届けてください！

広報紙を読んだ感想や今後取り上げてほしい記事、広川町への思い、町に対する質問・意見・提案などをお送りください。イラストや写真も大歓迎です。

問企画課企画係

☎ 0943-32-1196

必須 担当課からの回答を希望するか、希望しないか、以下のいずれかを○で囲んでください

希望する ・ 希望しない

名前 (回答を希望する場合は **必須**)
フリガナ

住所 (回答を希望する場合は **必須**)
〒

電話番号 (回答を希望する場合は **必須**)
() -

年齢 **任意**

性別

郵便はがき

〒 834-8790

<受取人>
日本郵便株式会社
広川郵便局私書箱第 3 号

広川町長 行



今月号の良かった記事とその理由を教えてください

Text box for providing feedback on the magazine article.

料金受取人払郵便

八女局承認

268

差出有効期限
令和 6 年 8 月
31 日 (切手不要)

「合理的配慮」を知っていますか？

～ 事業者に合理的配慮の提供が義務化されました ～

☎生涯学習課人権・同和教育係 ☎0943-32-0093

人権に関する三つの法律

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」

これは、1948年12月

10日に国際連合で採択された「世界人権宣言」の第一条の一文です。しかし、世界では

いまだに戦争や紛争などで多くの人権が侵害されています。

国内でも、同和問題などが残るほか、インターネット上での誹謗中傷など、現代特有の人権侵害も存在します。

このような状況を受け、2016年に人権に関する三つの法律が定められました。

● 障害者差別解消法（障がい
を理由とする差別の解消の
推進に関する法律）

● ヘイトスピーチ解消法（本邦
外出身者に対する不当な差
別的言動の解消に向けた取
組みの推進に関する法律）

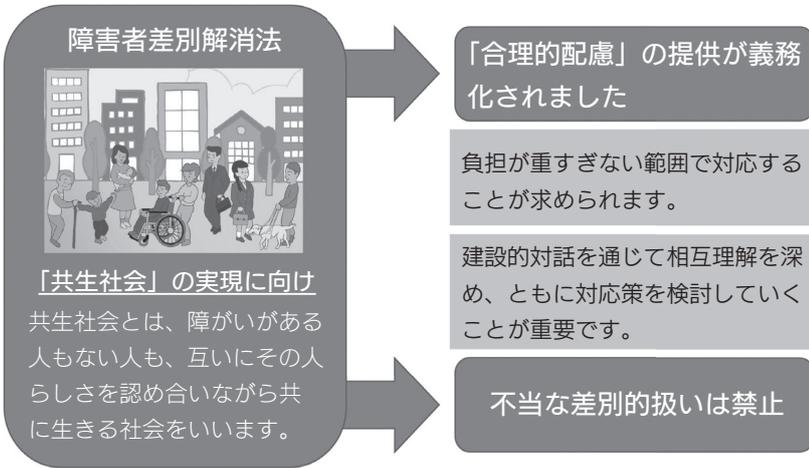
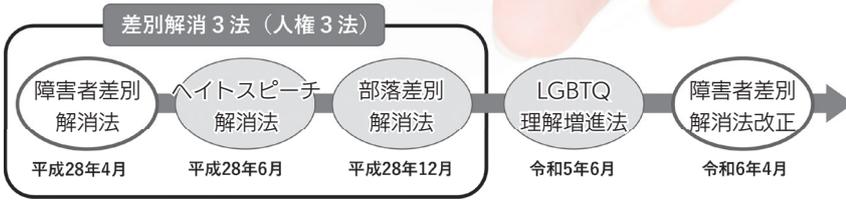
● 部落差別解消法（部落差別
の解消の推進に関する法律）

障害者差別解消法とは？

障がいを理由とする不当な差別的扱いを禁止し、障がいがある人から申し出があった場合に「合理的配慮の提供」が求められる法律です。

同法は、共生社会の実現に向け、今年の4月1日に改正され、事業者に対しても「合

理的配慮の提供」が義務化されました。ここで指す事業者とは、会社やお店のほか、同じサービスを継続して提供する意思を持つ人たちを指し、ボランティア団体も含まれます。障がいがある人もない人も、互いにその人らしさを認め合い、共に生きる社会の実現に向けてどのような取り組みができるか考えていきましょう。



「合理的配慮」の提供が義務化されました

負担が重すぎない範囲で対応することが求められます。

建設的対話を通じて相互理解を深め、ともに対応策を検討していくことが重要です。

不当な差別的扱いは禁止

「合理的配慮」とは

- ・ 物理的環境への配慮
- ・ 意思疎通の配慮
- ・ ルールや慣行の柔軟な変更 など

↑ バリアを取り除くために

社会に存在するさまざまなバリア（障壁）

物事（物理的なバリア）	通行・利用しにくい施設、設備など
制度（制度的なバリア）	利用しにくい制度
慣行（文化情報面のバリア）	障がいがある人の存在を意識していない慣習・文化など
観念（意識上のバリア）	障がいがある人への偏見

困ったときは……

不当な差別的扱いを受けたとき、合理的配慮をしてもらえなかったなど、困ったことがありましたら、福祉課にご相談ください。